

経営事項審査における審査基準の改正について（平成30年4月）

1. 改正の経緯

「建設産業政策2017+10」の提言を踏まえ、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化、地域力の強化の観点から防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しが行われます。本改正は、平成30年4月1日に施行されます。

2. 改正内容について

（1）社会保険未加入業者や法令違反業者への減点措置の厳格化（W点のボトムの撤廃）

現行のW点（その他の審査項目）は、合計値がマイナスとなった場合でも0点として扱われていますが、W点のボトムが撤廃され、W点のマイナス値を認めることにより、社会保険未加入業者や法律違反等への減点措置がより厳格化されることとなります。

【W点の配点】

W点の評価項目	最高点（現行）	最低点（現行）	最低点（改正後）
W1：労働福祉の状況	45点	-120点	-120点
雇用保険の未加入	0点	-40点	-40点
健康保険の未加入	0点	-40点	-40点
厚生年金保険の未加入	0点	-40点	-40点
・・・	・・・	・・・	・・・
W2：建設業の営業継続の状況	60点	-60点	-60点
・・・	・・・	・・・	・・・
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0点	-60点	-60点
・・・	・・・	・・・	・・・
W4：法令遵守の状況	0点	-30点	-30点
・・・	・・・	・・・	・・・
合計（A）	202点	0点	-210点
W評価点（ $A \times 10 \times 190 \div 200$ ）	1,919点	0点	-1,995点

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

(2) 防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大

防災協定を締結している場合、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大されます。

【防災活動への貢献の状況の加点テーブル (W3)】

W点の評価項目	現行		改正後	
	有	無	有	無
W3：防災活動への貢献の状況（防災協定締結の有無）	15点	0点	20点	0点

(3) 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

建設機械を保有している場合、現行1台につき1点の加点（最大15点）であるところ、1台目から5点が加点され、以下のとおり加点テーブルが見直しされます（最大15点は変わりません）。

【建設機械の保有状況の加点テーブル (W7)】

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
現行 点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
改正 点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

(4) 評価対象となる建設機械の範囲の拡大

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（ダンプ規制法）により、経営する事業の種類として届出を行っている営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用する大型ダンプ車が評価対象として追加されることとなります。

しかし、評価対象とされるために、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に「(建)」と記載されていることが必要となります。現在発行済の車検証に「(建)」を追記する場合は、各運輸支局等に変更の届出を行う必要があります。詳細については、次頁の案内をご覧ください、ご不明な点があれば各運輸支局等にお問合せ下さい。

3. 今後の申請手続きについて

改正前の基準に基づく審査の結果を受けている建設業者は、改正後の基準を適用した再審査を申し立てることができます。再審査の手続き及び改正後の審査基準に基づく申請書類の提出方法については、後日、ホームページに掲載いたします。

建設業の許可を受け、かつ、営業用 大型ダンプ車両をお持ちの事業者の皆様へ

平成29年12月26日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」による届出を行っている営業用の大型自動車のうち、主として建設業の用途に使用する車両が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象とされることになりましたが、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されていることが必要となります。（※車体には表示番号のみを表示し、「（建）」を表示する必要はありません。）

車検証への記載が必要な事業者の皆様におかれましては、各運輸支局等（自動車検査登録事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）に申請・届出が必要になります。

ご不明な点等については各運輸支局等にお問合せ下さい。

なお、手続き別の必要書類及び取扱いは、以下のとおりです。

○新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

○現に使用している営業用ダンプ車に「（建）」を追記する場合

必要書類・・・申請事項変更届出書（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、車検証、
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号の変更は行わず、当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、及び運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字になります。）

○営業用ダンプ車を建設業用に使用しなくなった（営業用ダンプ車の「（建）」を消す）場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄の（建）を二重線で消去し、運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、（建）が車検証に印字されなくなります。）

※お問い合わせ先

【制度に関すること】

国土交通省自動車局貨物課
トラック事業適正化対策室
TEL：03-5253-8111（内線：41334）

【申請・届出に関すること】

三重運輸支局 輸送・監査担当
TEL：059-234-8411